



< 令和5年度夏季休業の過ごし方について >

1 夏季休業中の過ごし方について

(1) 家庭生活など

- ア：生活リズムを崩すことがないように夜更かしをしない。
- イ：計画的な学習及び適度な運動により、望ましい生活習慣を身につける。
- ウ：食生活のリズムをしっかりと保ち、朝食をとる。
- エ：家族・地域の一員として家事の手伝い、地域行事へ積極的な参加をする。
- オ：「自ら命を絶つこと」「命を奪うこと」は絶対に許されないことや、命の大切さ、いじめの問題、善悪の判断などについて、家庭でも話し合う機会をもつ。

(2) 様々な悩みやストレス等を一人で抱えこまないよう、「周りの信頼できる大人に相談してほしいこと」「悩みを受け止めてくれる大人は必ず周りにいること」を踏まえ、佐賀県が設置する「心のテレホン」「いじめホットライン」などの相談窓口も必要に応じて利用する。

(3) 携帯電話・スマートフォン等情報端末の使用やインターネットの利活用等については、ルールやマナーを守ることに加え、危険性を再確認しておく。

- ア：インターネット等の利用時における他人への誹謗中傷、不適切な画像の投稿等により、生徒が被害者にも加害者にもなる例があるため、その弊害について気を付ける。また、フィルタリング機能の導入についても、佐賀県青少年健全育成条例（第18条の4）の趣旨を踏まえ、その機能導入を保護者の責任で行う。
- イ：「出会い系サイト・アプリ」や「非出会い系（ゲーム）サイト・アプリ」、「コミュニティサイト〇〇掲示板」等インターネット上の有害情報について、気を付ける。
- ウ：事件や事故、犯罪に巻き込まれる恐れがあることから、SNS等を介して知り合った人と直接会わない。また、万一被害にあった場合、すぐに学校や警察等の機関に報告する。

(4) 深夜徘徊や無断外泊等は、飲酒・喫煙をはじめ、不健全性行為等のきっかけになるなど、問題行動の温床であるとともに、犯罪被害に遭遇する機会も増加する可能性が高いのではない。

(5) 飲酒、喫煙に関しては、法に触れる行為であることを踏まえるとともに、あらゆる問題行動の入り口であるとの認識に立ち、絶対にしない。

(6) 大麻・シンナー・危険ドラッグ等の薬物の危険性・有害性については、心身への重大な影響を及ぼすとともに、重大な違法行為であるということを踏まえて、絶対にしない。

- (7) カラオケボックスや遊技場等への出入り、各種の催し物等への参加については、問題行動及び犯罪被害防止の両面を踏まえ、保護者同伴が良い。
- (8) たまり場を作るなどの地域の方の迷惑になることはしない。
- (9) 火気等の取扱いについては、火災など重大事故につながるおそれがあるため、保護者管理のもとで行う。
- (10) 部活動については、次の点に留意すること。
ア：部活動の目的を十分に理解して、部活動に参加する。
イ：本校の部活動方針に沿って活動する。
ウ：登下校に際しては、犯罪被害防止に努める。
エ：感染症拡大防止に努める。

2 事故・犯罪被害の防止について

- (1) 通学時以外においても事故のないよう気を付ける。
* 特に水難事故については近年増えている。保護者管理のもとで行うこと。
* 自転車の使用については、道路交通法を踏まえ、被害事故防止とともに、加害事故防止に努める。
- (2) 事故発生及び犯罪被害発生の場合には、直ちに警察に連絡すること。
その後、学校にも連絡をすること。

3 その他

- (1) 原則として、自転車通学許可を得ている生徒のみが自転車通学です。ただし、部活動の時だけでも自転車通学をしたい場合は、部活動顧問と相談をしましょう。その場合もヘルメットを着用し、安全運転に努めましょう。また、学校に来る際は、制服や体操服（部活動着も含む）で、清潔感のある身だしなみを常に意識しましょう。
- (2) 町内の行事に参加するときは、中学生らしい行動に心がけましょう。



緊急連絡等について

唐津警察署 72-2101 浜玉中学校 56-6650

唐津市立浜玉中学校